

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組み事項

当院では、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき、以下の取り組みを実施しております。

【看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制】

○看護職員の勤務状況の把握等

- ・ 11時間以上の勤務間隔の確保
- ・ 夜勤連続回数が2連続（2回）まで
- ・ 短時間正社員制度の導入
- ・ 復職支援事業事業への協力

○医師・看護職員の負担軽減検討委員会

- ・ 業務委員会での改善案の立案、病棟師長会での達成度評価を経て、代表者会議内に於いて報告を行う

○計画

- ・ 業務委員会にて計画立案
- ・ 職員に対する周知（各部署掲示への掲示及び配布）

○上記内容に関する取り組み事項の公開

- ・ 院内掲示

【看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する取り組み内容】

○看護職員と他職種との業務分担

- ・ 薬剤科－薬剤在庫管理、点滴薬剤のミキシング、持参薬の検薬 等
- ・ 栄養科－食事内容の検討、食事形態の変更提案 等
- ・ 臨床工学科－人工呼吸器の設定、手術室での直接介助、内視鏡室での介助
手術室看護師への指導 等
- ・ 事務員－健診での患者対応業務 等

○多様な勤務形態の導入

- ・ 時間有給休暇の取得

○妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

- ・ 夜勤の免除制度
- ・ 休日勤務の制限制度
- ・ 他部署等への配置転換
- ・ 院内保育所の設置

呉市医師会病院
令和5年4月1日策定